

＜鳥取県表彰・認定等審査会＞鳥取県複合バイオマス資源利活用検討会運営要綱

(設 置)

第1条 天神川流域下水道で発生する下水汚泥を中心とした地域に存在する複合バイオマス資源の利活用検討にあたり、民間事業者から提出される提案書の評価等を行うため、鳥取県複合バイオマス資源利活用検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 検討会は5名で組織する。

- (1) 鳥取県生活環境部長が任命する学識経験者等 3名
- (2) 公益財団法人天神川流域下水道で実務に直接携わる者 1名
- (3) 鳥取県生活環境部くらしの安心局長の職にある者

(所掌事務)

第3条 検討会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 民間提案募集要項案に対する意見
- (2) 提案書の評価

(委員長)

第4条 検討会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は検討会を代表し、会議を総理する。
- 3 委員長に事故ある時、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 検討会は、鳥取県生活環境部くらしの安心局長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討会は、委員の5分の3以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶 務)

第7条 検討会の庶務は、鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課において処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月8日から施行し、第3条に定める業務を完了した時点でその効力を失う。